

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 (ここにあなたの名前が入ります) の嘱託により、証人〇〇〇、同〇〇〇の立会いをもって次の遺言の口述を筆記し、この証書を作成する。

第壹条 (決済機構への遺贈)

壹 遺言者は、遺言者と生前契約受託機関特定非営利活動法人リサシステム（所在地 東京都豊島区巣鴨五丁目参五番参七号、代表理事 杉山歩、以下受託機関という）との間で別途締結した生前契約基本契約（付属文書によるものを含む）に基づいて、受託機関が行った契約履行に要した対価の限度額を、金〇〇万円也とします。

貳 遺言者は、前項の金〇〇万円也を、生前契約履行に要した対価に充てるため、特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構（主たる事務所の所在地 東京都千代田区麹町四丁目五番壹〇号麹町アネックスビル式〇壱号、以下決済機構という）に遺贈しますから、決済機構は生前契約履行に要した対価を、受託機関に支払ってください。

第貳条 前条の生前契約の内容については、遺言者と受託機関との間で締結した、生前契約基本契約書のとおりとします。

第参条 (遺言執行者の指定)

壹 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、前記決済機構を指定します。決済機構は、遺言者の遺産の換価その他遺言者の名前で契約している貸金庫の開扉、内容物の受領等を含め、この遺言の執行に必要な一切の権限を行使出来るものとします。

貳 決済機構は、遺言者と受託機関との間の生前契約の履行が完全なものであることの確認、不完全な場合の履行の催告、代金の減額、支払拒絶等を行ってください。

参 決済機構は、第貳条による契約内容の変更、価格の改定等の結果、および不測の事態等に対応するため、遺言者の委託した事務の履行に要した対価については、第壹条の限度額を超過しても、遺言者の他の相続財産からその必要経費を受託機関に支払ってください。

四 遺言執行者は、この遺言の執行に際し、代理人を選任して代理人に遺言の執行をさせることができます。この場合の代理人の選任は、遺言執行者に一任します。

五 遺言執行者は、本遺言の執行報告書を次の者に交付してください。

住所 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

第四条 (祭祀主宰者の指定)

遺言者は、遺言者本人の祭祀を主宰すべき者として、前記受託機関を指定します。

第五条 (受託機関に対する遺言)

死後事務の内容には、年金その他の社会保険給付等の受給事務、公共料金等の支払、債務の弁済及びこれらの事務等の執行に必要な官公署等への届出、申請、公文書原本あるいは謄本等の受領等を含みます。

第六条 本遺言で「遺贈します」、あるいは「相続させます」とは、本遺言の効力発生と同時に遺産分割手続きを要することなく、当該財産を当該受遺者あるいは相続人に対し直接かつ確定的に帰属させる趣旨です。

以上

本旨外要件

<遺言者>

住所

職業

氏名

生年月日

見本

<証人>

住所

職業

氏名

生年月日

住所

職業

氏名

生年月日